

1 事業概要等について

Q1 特定健康診査(以下「特定健診」という。)とは。

A1 特定健診は、メタボリックシンドロームに着目した健康診査で、40 歳以上 75 歳未満(※1)の組合員及び被扶養者を対象者(※2)として、公立学校共済組合が、以下の項目を実施します。

特定健診は、それぞれが加入している医療保険者が実施する健診です。

※1 該当年度内に到達する年齢(75 歳の誕生日の前日まで受診が可能です。)

※2 公立学校共済組合の組合員及び被扶養者以外の方は、加入されている医療保険者に御確認ください。

基本的な健診項目	○質問票(服薬歴、喫煙歴等)○身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) ○血圧測定 ○理学的検査(身体診察) ○検尿(尿糖、尿蛋白) ○血液検査 ・脂質検査(空腹時中性脂肪、やむを得ない場合は随時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又は Non-HDL コレステロール) ・血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖) ・肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)
詳細な健診の項目	※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施 ○心電図 ○眼底検査 ○貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値) ○血清クレアチニン検査(eGFRによる腎機能の評価を含む)

Q2 特定保健指導とは。

A2 特定保健指導は、特定健診の結果から生活習慣病のリスクが高く、生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、専門的知識を持った者（医師・保健師・管理栄養士等（以下「保健師等」と言う。））が行う支援（サポート）です。

生活習慣病の発生リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援があります。（よりリスクが高い方が積極的支援となります。）

まず、保健師等が、初回時の面接により、対象者に合わせた生活習慣を見直すための実践的なアドバイス等を行い、対象者の「行動目標」作成を支援します。

次に、対象者は、自身で「行動目標」に沿って、生活習慣改善を実践します。

開始から3か月以上経過後、「腹囲2cm、体重2kg減」が達成できていれば、支援終了となります。

【特定保健指導の対象者(階層化)】

腹囲	検査結果による追加リスク	(4)質問票による喫煙歴	特定保健指導のグループ分け	
	(1)血糖(2)脂質(3)血圧		40～64 歳対象	65～74 歳対象
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	－	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし	動機付け支援	
上記以外で BMI≥25	3つ該当	－	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
		なし	動機付け支援	
	1つ該当	－		

（注1）上の表で「腹囲」の測定結果に応じて、「検査結果による追加リスク」をカウントし、「質問票による喫煙歴」の有無から「特定保健指導のグループ分け」をします。

（注2）BMIの測定は、体重(kg)÷身長(m)の2乗により求められます。

※ 追加リスク判定規準値（服薬中の者は特定保健指導の対象としない。）

(1) 血糖	「空腹時血糖値が 100mg/dl 以上」、又は「HbA1c(NGSP)の場合が 5.6%以上」、 「やむを得ない場合は随時血糖」
(2) 脂質	「空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上」、又は「HDL コレステロール 40mg/dl 未満」 「やむをえない場合は随時中性脂肪」
(3) 血圧	「収縮期 130mmHg 以上」、又は「拡張期 85mmHg 以上」

Q3 個人情報保護は保護されるのか。

A3 公立学校共済組合は、教育委員会又は健診機関から提供される特定健診データの受理及びその後の処理に当たって、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、公立学校共済組合個人情報保護方針(平成 17 年3月 16 日制定)、公立学校共済組合個人情報保護規程(平成5年 12 月 17 日制定)その他関係法令に基づき、当該特定健診データに係る情報について、確実な漏洩の防止等適切な管理を行うことが義務付けられており、漏洩被害があった場合等は、法律で罰則が定められています。

また、実施機関は、委託元である医療保険者の個人情報保護規定を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが求められており、同様に法律で罰則が定められています。公立学校共済組合では、委託医療機関と個人情報保護の契約を交わしています。